

もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業の業務を受託する事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法その他、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務内容

別添「もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託料限度額

820,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 5（2023）年 3 月 17 日（金）まで

(5) 問い合わせ先等

ア 問い合わせ及び書類の提出先

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県農政部農政課 食育・地産地消担当(担当：沼尾、藤原)

電話：028-623-2288/FAX：028-623-2340

E-mail：numaos03@pref.tochigi.lg.jp

イ 受付時間

土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までの時間を除く。)

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者と決定されたものであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3 月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 応募申請書提出時点において、栃木県内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 4（2022）年 5 月 19 日（木）
イ 実施内容等に関する質問提出期限	令和 4（2022）年 5 月 25 日（水）午後 5 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 4（2022）年 5 月 27 日（金）
エ 参加表明書の提出期限	令和 4（2022）年 5 月 31 日（火）午後 5 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 4（2022）年 6 月 3 日（金）午後 5 時必着

カ プロポーザル審査（書面）実施 令和4（2022）年6月9日（木）

キ 審査結果の通知・公表 令和4（2022）年6月13日（月）

（2）質疑・回答

プロポーザル方式に参加するにあたり質問事項がある場合には、質問書（別記様式1）により提出すること。なお、本要領及び仕様書に関する内容以外の質問については、受け付けない。

ア 受付期間 公募開始日～令和4（2022）年5月25日（水）午後5時必着

イ 質疑方法 電子メール又はFAXにより1の（5）アに提出すること。なお、送信時には提出先あて必ず受信の確認を行うこと。

ウ 回答期日 令和4（2022）年5月27日（金）

エ 回答方法 回答は、質問書を提出した者に対し電子メールにより回答するとともに、栃木県ホームページに掲載する。

（URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>）

（3）参加表明書の提出

プロポーザルへ参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）、参加資格確認書（別記様式3、代表印を押印）、統括責任者及び担当者（別記様式4）を各1部作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限 令和4（2022）年5月31日（火）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 1の（5）ア

ウ 提出方法 持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送により提出する。

郵送の場合は上記提出期限必着とし、到着確認のため田亜連絡を行うこと。なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和4（2022）年6月2日（木）午後5時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

（4）企画提案書の提出

企画提案書は、次のとおり提出すること。

ア 提出物 企画提案応募申請書（別記様式5） 1部

企画提案書10部（正本1部、副本9部）

※審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

イ 提出期限 令和4（2022）年6月3日（金）午後5時必着

ウ 提出場所 1の（5）ア

エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、到着確認のため、電話連絡を行うこと。）

（5）企画提案書は、参加表明書の提出後、仕様書及び次の（ア）～（エ）に基づいて企画提案書を作成する。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷すること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容

（イ）業務実施計画及び全体スケジュール（成果目標年度を見据えた計画）

（ウ）LFPパートナーとして想定する候補事業者リスト（各事業者の概要及び本事業における役割概要を簡潔に記載すること。）

（エ）業務遂行人員体制

- (オ) 類似事業の業務実績
- (カ) 見積書（総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること。なお、内訳においては、人件費、研修費、広告宣伝費等の企画ごとの経費がわかるように区分すること。）
- (キ) その他、提案したい事項
- ウ 企画提案書は1者1提案とする。
- エ 企画提案書（正本）には、栃木県知事宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を添付すること。なお、見積書は、必要な項目（諸経費や消費税を含む。）ごとに区別するとともに、企画提案書の見積額と整合させること。
- (6) 企画提案書等提出書類の取扱い
 - ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。
 - イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。
 - エ 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
 - オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
 - カ 参加者は企画提案書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
 - キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
 - ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
 - ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 審査方法等

企画提案書の提出があった後、つぎにより審査を行う。

(1) 審査基準

別添「もち絹香国内外向け商品開発プロジェクト運営事業業務委託企画提案審査基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション（書面）審査の実施

企画提案書等について、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

ア 実施日 令和4（2022）年6月9日（木）

イ 開催場所 栃木県庁

ウ 審査方法 書面審査（非公開）

(3) 候補者の選定方法

ア 企画提案書は、県が設置する審査会において、審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定する。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2の(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 審査結果の通知・公表

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛に通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

6 契約手続

- (1) 候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。協議においては、企画提案書の内容について追加、変更、削除を求めることがある。
- (2) 委託料は、一部、概算払を可能とする。なお、委託料の精算方法については、委託契約書でこれを定めるものとする。
- (3) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

7 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること
- (3) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなす。
- (4) プロポーザル参加により、栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務は、「地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱」（令和3年3月29日2食産第6806号農林水産省事務次官依命通知）にかかる事業の交付決定を条件として実施する。